

### 第1節 環境の状況

#### 1 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質測定結果等【水大気環境課】

##### （1）環境基準の達成状況

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類があります。前者は全ての公共用水域について適用され、後者は水域類型の指定がされている河川、湖沼及び海域について適用されます。

公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、県は、1973年度以降毎年度、**水質汚濁防止法**に基づき、水質測定計画を作成し、水質調査を行うとともに、水質汚濁防止のための各種施策を実施しています。

2018年度は、この計画に基づき、河川103地点、湖沼2地点、海域41地点の計146地点について、国や政令市などの関係機関とともに水質調査を実施しました。

##### ア 健康項目

カドミウム、鉛など139地点（河川98地点、湖沼2地点、海域39地点）で調査を実施しました。その結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんでした。その他の項目及びその他の138地点における全ての項目で環境基準を達成しました。

##### イ 生活環境項目

河川の水質汚濁の指標である「生物化学的酸素要求量（BOD）」や湖沼・海域の水質汚濁の指標である「化学的酸素要求量（COD）」などを調査しました。

このうち、BOD、CODのほか、富栄養化の代表

的指標である「全窒素」及び「全りん」並びに水生生物の保全に係る環境基準項目である「全亜鉛」「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）」について、それぞれの環境基準の達成の程度をとりまとめました。

BODについては、49水域のうち48水域で環境基準を達成し、達成率は98%でした（表5-1-1）。1973年度当時は30%に満たない状況でしたが、県が水質汚濁防止法の一律基準より厳しい上乘せ基準を工場・事業場に適用し、きめ細かく指導したことなどにより、1970年代中頃には50%台まで改善しました。その後も下水道の整備など生活排水対策を推進しており、達成率は徐々に上昇し、近年は90%以上で推移しています（図5-1-1）。

湖沼のCODについては、油ヶ淵に環境基準が適用されていますが、2018年度も環境基準を達成しませんでした。

油ヶ淵は、流域の都市化に伴い生活排水に起因する流入負荷が増大し、水の流出入の機会が乏しい閉鎖性水域であることから、環境基準を達成しない状況が40年以上続いています。しかし、これまで県や周辺市により、様々な対策を講じてきた結果、近年は水質の改善が見られるようになりました。

海域のCODについては、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の11水域のうち6水域で環境基準を達成し、達成率は55%でした。

また、全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の6水域のうち、全窒素は5水域で、全りんは6水域全てで環境基準を達成し、達成率は全窒素は83%、全りんが100%でした（表5-1-1）。

長期的な推移をみると、CODは概ね横ばい、

全窒素及び全りんは改善傾向にあります（図5-1-1）。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS）について、河川では42水域のうち、全亜鉛は37水域で、ノニルフェノールは42水域で、LASは41水域で環境基準を達成し、達成率はそれぞれ88%、100%、

98%でした。

県内1水域の湖沼である油ヶ淵では、水生生物の保全に係る環境基準項目について、いずれの項目も環境基準を達成しました。

また、海域では、4水域全てで水生生物の保全に係る環境基準項目について、いずれの項目も環境基準を達成しました。

表 5-1-1 環境基準の達成水域数及び達成率

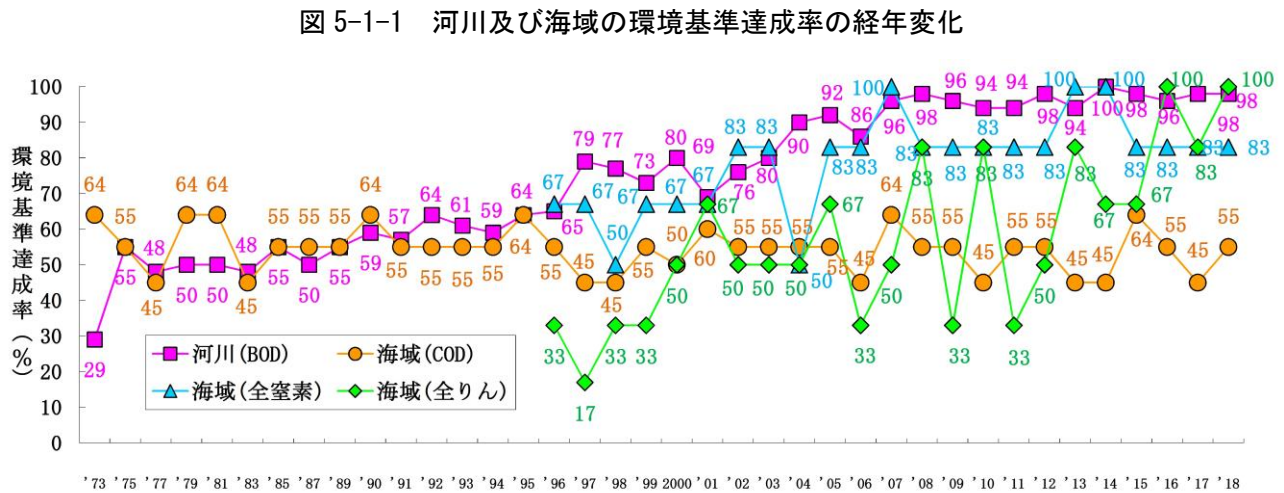
		調査項目	類型指定水域数	環境基準達成水域数	環境基準達成率
河川	BOD		49*1	48	98%
	水生生物保全 環境基準	全亜鉛	42*1	37	88%
		ノニルフェノール		42	100%
		LAS		41	98%
湖沼	COD		1	0	0%
	水生生物保全 環境基準	全亜鉛	1	1	100%
		ノニルフェノール		1	100%
		LAS		1	100%
海域	COD		11*2	6	55%
	全窒素		6*2	5	83%
	全りん			6	100%
	水生生物保全 環境基準	全亜鉛	4*2	4	100%
		ノニルフェノール		4	100%
		LAS		4	100%

\* 1 河川の類型指定水域数について、調査項目により数は異なるが、対象河川は同一である。

\* 2 海域の類型指定水域数について、COD、全窒素及び全りんについては伊勢湾（三河湾を含む。）であり、水生生物保全環境基準については伊勢湾（三河湾を除く。）である。

（注）類型については資料編を参照。

（資料）環境局調べ



（注）達成率（%）＝（達成水域数）÷（総水域数）×100  
（資料）環境局調べ

【用語】

**BOD** : Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略で、有機物による水の汚濁の程度を示す指標。水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は mg/L (水 1L 当たり消費される酸素の mg 数) で表す。BOD が高い (数値が大きい) ほど汚濁の度合いが著しいことを示す。

**COD** : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略で、BOD と同じように主に有機物による水の汚濁の程度を表す指標。水中の汚濁物質が酸化剤 (過マンガン酸カリウム) によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は mg/L (水 1L 当たり消費される酸素の mg 数) で表す。この値が大きいほど汚濁の度合いが著しいことを示す。

**生活環境項目の環境基準の達成状況の評価** : 環境基準類型指定水域の環境基準達成状況の評価は、環境省が示している基準に則って判断する。BOD (河川) 及び COD (湖沼、海域) については 75% 水質値 (年間 n 日の日間平均値を小さいものから並べたとき、0.75 × n 番目の数値)、全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS については年間平均値により行い、いずれも水域内の全ての環境基準点においてその値が適合しているとき達成としている。また、海域における全窒素及び全りんについては、類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が適合しているとき達成としている。

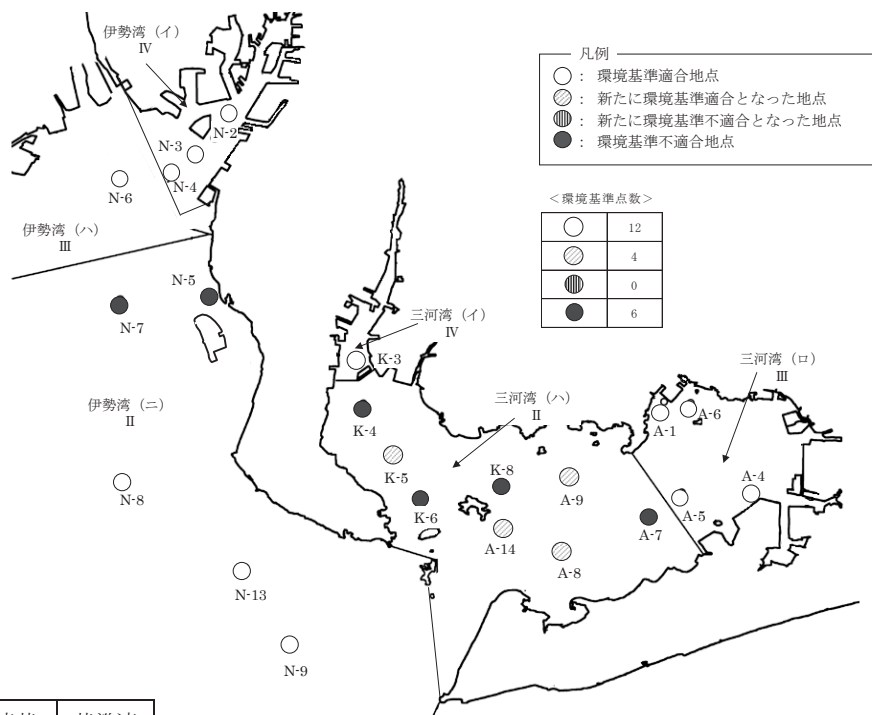
図 5-1-2 河川の BOD 及び湖沼・海域の COD の環境基準適合状況 (2018 年度)



(資料) 環境局調べ

(注) 木曾川中流では岐阜県の、木曾川下流では三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図 5-1-3 海域の全窒素の環境基準適合状況 (2018 年度)



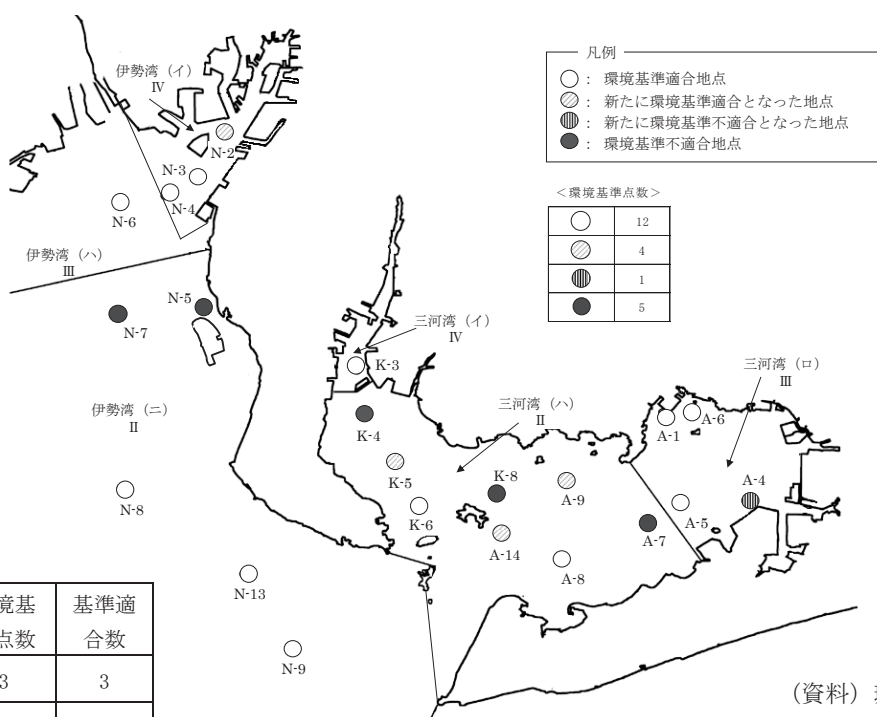
<三重県調査分>

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾 (ハ)	3	3
伊勢湾 (ニ)	6	6

(資料) 環境局調べ

(注) 伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図 5-1-4 海域の全りんごの環境基準適合状況 (2018 年度)



<三重県調査分>

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾 (ハ)	3	3
伊勢湾 (ニ)	6	4

(資料) 環境局調べ

(注) 伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。



### 河川の水域類型（水質環境基準）の見直し

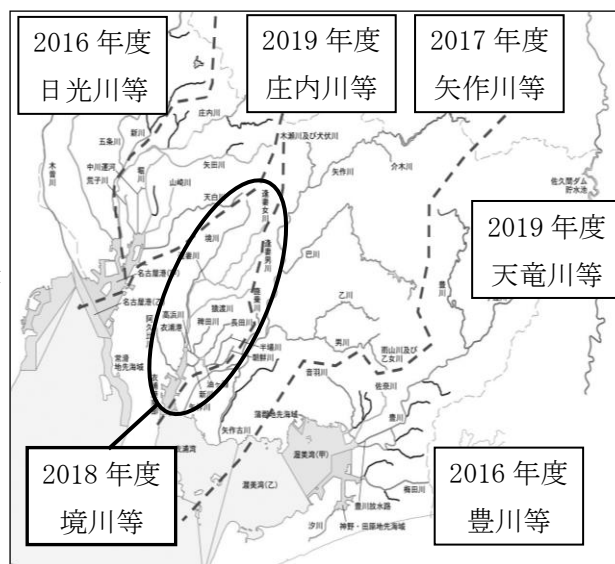
県内河川の水質については、2014年度の調査結果で、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率が1973年の調査開始以来、初めて100%になるなど、近年、水質の改善が認められたため、2016年度から2019年度にかけて、河川の水域類型を見直しています。

実施にあたり、見直し対象となる河川の環境基準点のほか、環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況も含めた水域全体の将来的な水質も予測して、総合的に検討していくこととしています。

2018年度は、境川水域について検討した結果、境川上流及び下流、逢妻川上流及び下流、猿渡川、稗田川、高浜川、新川、長田川、半場川、朝鮮川及び阿久比川の12水域を見直しました。その内容は、6水域は現状より上位の水域類型へ引き上げ、6水域は達成期間の短縮となりました。

見直した水域類型については、2019年度の調査結果から評価し、今後とも県内河川の調査・監視に努めるとともに、残りの河川についても水域類型の見直しを検討していきます。

見直しスケジュール図



### 2018年度に水域類型を見直した水域

水域区分	水域名	範囲	類型・達成期間	
			見直し前	見直し後
境川等	境川上流	新境川より上流	B・ハ	B・ロ
	境川下流	新境川より下流	C・ロ	B・イ
	逢妻川上流	境大橋より上流	D・ハ	C・イ
	逢妻川下流	境大橋より下流	D・イ	B・イ
	猿渡川	全域	D・ハ	C・イ
	稗田川	全域	C・ロ	C・イ
	高浜川	全域	C・ロ	C・イ
	新川	全域	C・ロ	C・イ
	長田川	全域	C・ロ	B・イ
	半場川	全域	C・ロ	C・イ
	朝鮮川	全域	C・イ	B・イ
	阿久比川	全域	C・ロ	C・イ

類型	環境基準値 (BOD75%水質値)
AA	1 mg/L 以下
A	2 mg/L 以下
B	3 mg/L 以下
C	5 mg/L 以下
D	8 mg/L 以下
E	10mg/L 以下

達成期間
イ 直ちに達成
ロ 5年以内で可及的速やかに達成
ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

## (2) 底質の状況

水底に堆積している物質は、公共用水域の水質に大きな影響を及ぼすものと考えられています。そのため、水質と併せて底質も調査しています。

水質測定計画に基づき、2018年度は40地点（河川23地点、湖沼1地点及び海域16地点）で、総水銀、PCB等健康項目7項目のほか、pH、COD等について底質調査を行いました。

総水銀とPCBについては、底質の暫定除去基準（資料編「水環境」表3参照）が定められており、総水銀は報告下限値未満～0.33ppm、PCBは報告下限値未満～0.30ppmであり、暫定除去

基準値を超えた地点はありませんでした。また、アルキル水銀及び全シアンについては、調査した全ての地点で報告下限値未満でした。カドミウムについては26地点で(0.05～0.99ppm)、鉛については全地点で(0.9～42ppm)、砒素については37地点で(0.7～12ppm)検出されました。

## (3) 赤潮・苦潮の状況

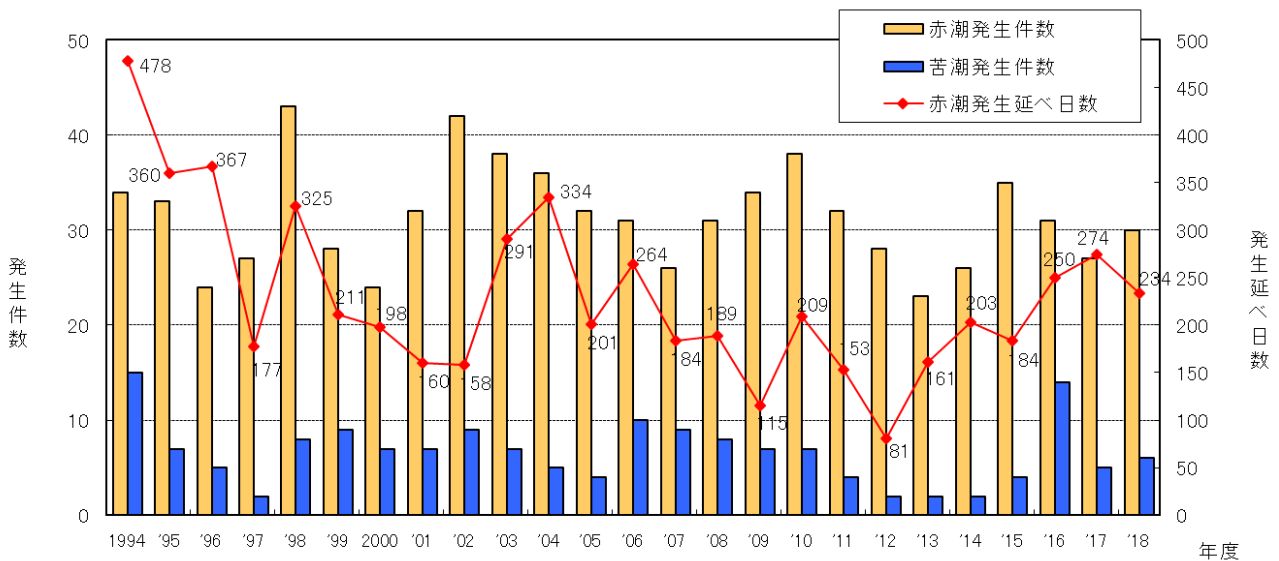
閉鎖性水域が富栄養化したことを示す指標の一つである赤潮の発生状況の推移は図5-1-5のとおりです。2018年度も年間を通じて発生が認められ、発生件数は30件、発生延べ日数は234日でした。また、苦潮の発生件数は6件でした。

### 【用語】

**赤潮**：プランクトンが異常に増殖し、海面が赤色などに変色する現象。

**苦潮**：底層部の酸素のない水（貧酸素水塊）が強い風などで表層に移動し、海面が青色に変色したり白濁する現象のことであり、青潮とも呼ばれる。

図5-1-5 赤潮・苦潮の発生状況の推移（伊勢湾及び三河湾）



(資料) 農業水産局調べ

## (4) 水生生物調査結果

身近な自然とふれあうことで県民の環境問題への関心を高めること等を目的に、夏休みの期間を中心に、市町村、小学校、民間団体などの協力を得て、1985年度から毎年度、水生生物調査を実施しています。

2018年度は、県内の77河川131地点で97団体・延べ3,326人が調査に参加しました。調査

では、指標となる生物の生息状況を確認し、水質階級を判定しました（表5-1-2）。

水域別に見ると、天竜川・豊川等水域では、水質階級Ⅰ（きれいな水）の指標生物（サワガニ等）及び水質階級Ⅱ（ややきれいな水）の指標生物（カワニナ類等）が多く見られ、都市及びその周辺を流れる木曽川・庄内川等水域では、上流部のみにおいて水質階級Ⅰ（きれいな水）

の指標生物（サワガニ等）が見られました。

この水生生物調査は、経年的に同一地点で調査することにより河川水質の変化が把握できることから、今後も引き続き実施していきます。

図 5-1-6 多くの地点で見られた水生生物  
(水質階級別)



表 5-1-2 2018 年度水生生物調査結果

水質階級	指標生物	地点数
きれいな水 I	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	42 地点
ややきれいな水 II	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワナナ類、ヤマトシジミ、イシマキガイ	38 地点
きたない水 III	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル、ニホンドロソコエビ、イソコツブムシ類	14 地点
とてもきたない水 IV	ユスリカ類、チョウバエ類、アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ	14 地点

(注) 指標生物が観察されなかったため、水質階級判定不能の地点が 23 地点あった。(資料) 環境局調べ

## 2 地下水の水質測定結果【水大気環境課】

地下水の水質汚濁の状況を把握するため、県は、水質汚濁防止法に基づき、1989 年度以降毎年度、水質測定計画を作成し、地下水の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング（継続監視）調査を行っています。

### (1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査には、メッシュ調査（県内を 176 のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）と定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ 19 地点で行う調査）があります。

2018 年度においては、メッシュ調査 93 地点及び定点調査 19 地点の計 112 地点で、環境基準が定められている 28 項目について調査しました。メッシュ調査の結果、88 地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、5 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、トリクロロエチレン、

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。また、定点調査の結果、17 地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、2 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

1989 年度から 2018 年度までのメッシュ調査結果をみると、調査した 2,870 地点中 192 地点で、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素並びに 1,4-ジオキササンが環境基準を超過していましたが（表 5-1-3）。

これまでのメッシュ調査で環境基準を超過した 192 地点のうち、111 地点では鉛、砒素、総水銀、ふっ素及びほう素が検出されました。これらには自然的要因と推定されたものが含まれています。特に、尾張西部地方の砒素は、これまでの調査結果から地層や地質に由来することが判明しています。

## (2) 汚染井戸周辺地区調査

地下水汚染の事実が明らかになった段階で直ちに汚染の広がりを把握するため、県は、周辺井戸の水質検査（汚染井戸周辺地区調査）及び汚染原因を明らかにする発生源調査を行います。

概況調査において新たに環境基準を超過した4地点のうち2地点 11本及び事業者からの報告等により地下水汚染のおそれがあると判断した17地点53本の計64本の井戸で調査を実施した結果、54本では全ての項目で環境基準を満た

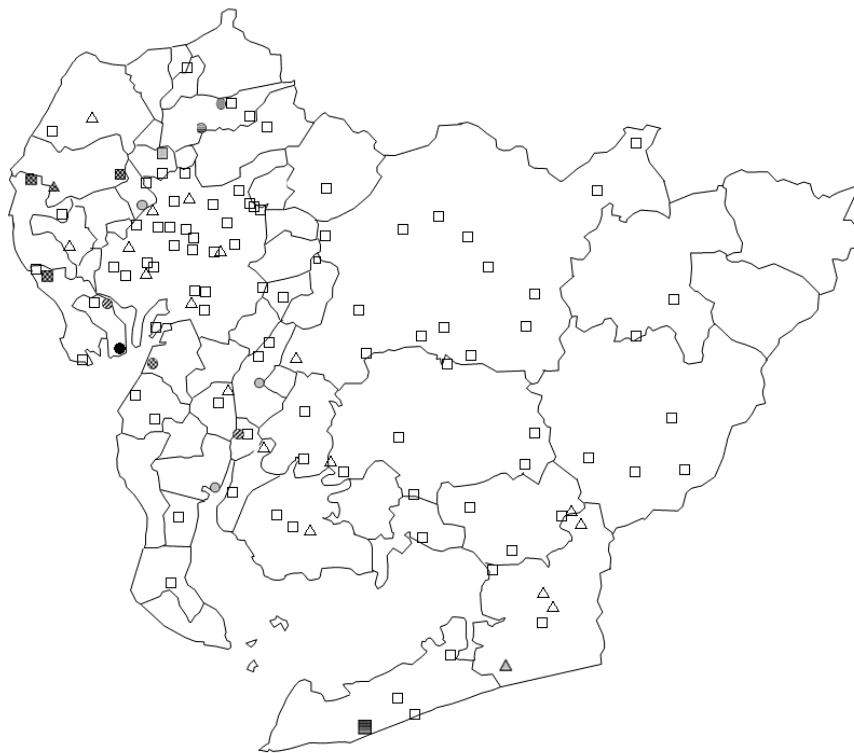
しており、10本では環境基準を超過した項目がありました。

このうち、継続的な監視が必要と考えられる地点については2019年度以降も定期モニタリング（継続監視）調査を実施していきます。

## (3) 定期モニタリング（継続監視）調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で判明した汚染の継続的な監視をするため、165地点で調査を実施した結果、93地点で環境基準を超過しました。

図 5-1-7 地下水の水質測定計画等に基づく調査結果（2018年度）



(資料) 環境局調べ

概況調査（メッシュ調査）	概況調査（定点調査）
□: 環境基準達成地点	△: 環境基準達成地点
環境基準超過地点	環境基準超過地点
<ul style="list-style-type: none"> <li>■: 砒素</li> <li>■: 揮発性有機化合物</li> <li>■: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲: 砒素</li> <li>▲: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     条例の届出等により判明した事例※                 </div>	(※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く)
環境基準超過地点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>⊗: 全シアン、揮発性有機化合物</li> <li>⊗: 砒素</li> <li>⊗: 揮発性有機化合物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○: ふっ素</li> <li>⊗: ふっ素、ほう素</li> <li>●: ほう素</li> </ul>



表 5-1-3 地下水汚染状況（メッシュ調査結果）

年度	調査地点数	基準超過地点数	超過率	超過項目及び地点数
1989	61	0	0%	
1990	102	1	1.0%	総水銀 1
1991	93	0	0%	
1992	92	0	0%	
1993	92	5	5.4%	砒素 2、総水銀 2、揮発性有機化合物 1
1994	93	2	2.2%	砒素 2
1995	93	3	3.2%	砒素 1、総水銀 1、揮発性有機化合物 1
1996	85	6	7.1%	鉛 1、砒素 3、総水銀 1、揮発性有機化合物 1
1997	85	3	3.5%	砒素 3
1998	81	8	9.9%	鉛 1、砒素 4、総水銀 1、揮発性有機化合物 2
1999	81	7	8.6%	鉛・砒素 1、砒素 2、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3
2000	81	8	9.9%	六価クロム 1、砒素 2、揮発性有機化合物 2、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2、ふっ素 1
2001	82	11	13.4%	砒素・揮発性有機化合物 1、砒素・ふっ素 1、砒素 2、総水銀 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4、ふっ素 2
2002	103	10	9.7%	砒素 6、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3
2003	113	8	7.1%	砒素・ふっ素 1、砒素 1、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4、ほう素 1
2004	113	14	12.4%	鉛 1、砒素 3、総水銀 2、揮発性有機化合物 3、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3、ふっ素 2
2005	108	18	16.7%	鉛 1、砒素・ふっ素 1、砒素 5、揮発性有機化合物 5、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3、ふっ素 2、ほう素 1
2006	106	10	9.4%	砒素 3、揮発性有機化合物 3、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3、ふっ素 1
2007	106	11	10.4%	鉛 1、揮発性有機化合物 3、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4、ふっ素 3
2008	105	8	7.6%	砒素・ふっ素 1、砒素 2、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 4
2009	105	6	5.7%	砒素 2、総水銀 1、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2
2010	106	7	6.6%	鉛 1、砒素 3、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 3
2011	105	3	2.9%	砒素 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1、ふっ素 1
2012	103	6	5.8%	砒素 2、総水銀・1,4-ジオキサン 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素 1、ふっ素 1
2013	103	8	7.8%	砒素 3、総水銀 1、揮発性有機化合物 2、ふっ素 2
2014	100	11	11.0%	砒素 5、総水銀 1、揮発性有機化合物 4、ふっ素 1
2015	95	4	4.2%	六価クロム 1、砒素 1、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1
2016	92	6	6.5%	砒素 2、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2、ふっ素 1
2017	93	3	3.2%	砒素 1、総水銀 1、ふっ素 1
2018	93	5	5.4%	砒素 3、揮発性有機化合物 1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1
計	2,870	192	6.7%	

(注) 1 基準超過地点数の基準は 1996 年度以前は評価基準値、1997 年度以降は環境基準値で評価した。

2 メッシュ調査は、県内を約 5 km メッシュ、ただし山間地域は約 10 km メッシュの計 176 メッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から、原則過去に調査を行っていない井戸を新たに選定し実施している。

(資料) 環境局調べ

## 第2節 水環境保全に関する施策

### 1 工場・事業場に対する規制指導【水大気環境課】

水質汚濁防止法により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。これら特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排水には濃度規制と総量規制が適用されています（資料編「水環境」表9参照）。

pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については濃度規制が適用されており、法令により全国一律基準が定められていますが、県は、水質の保全を一層推進するため、一部項目については全国一律基準より厳しい上乘せ排水基準を定めています。

一方、総量規制とは、閉鎖性水域である伊勢湾及び三河湾の水質改善を図るために汚濁負荷

量の総量を規制するものです。県は、2017年6月に第8次総量削減計画を策定し、有機物汚濁の指標であるCODのほか、第5次から追加されている富栄養化の原因物質である窒素含有量及びりん含有量について総量規制を適用しています。

また、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、総量規制基準が適用されない小規模事業場等に対してCOD、窒素含有量、りん含有量について汚濁負荷量の削減を指導しています。

なお、水質汚濁防止法では、地下水の汚染防止を目的とする有害物質等を含む水の地下浸透の禁止規定に加え、有害物質を使用、貯蔵等する施設の構造基準等の遵守規定、さらに河川、海域等への有害物質、油類等の流出事故による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための事故時の措置規定が盛り込まれています。

#### 【用語】

**特定施設**：次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、その種類は政令で定められている。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）を含むもの
- ② CODその他水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）で、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のも

**特定事業場**：特定施設を設置する工場又は事業場。

#### （1）届出の状況

##### ア 濃度規制

###### （ア）概要

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域へ水を排出するとして届出をしている県内の特定事業場数は、2018年度末で11,427であり、このうち、排水量が一定規模以上又は有害物質を使用すること等により排水基準が適用される事業場数（排水基準適用事業場）は2,567でした（資料編「水環境」表10、11参照）。

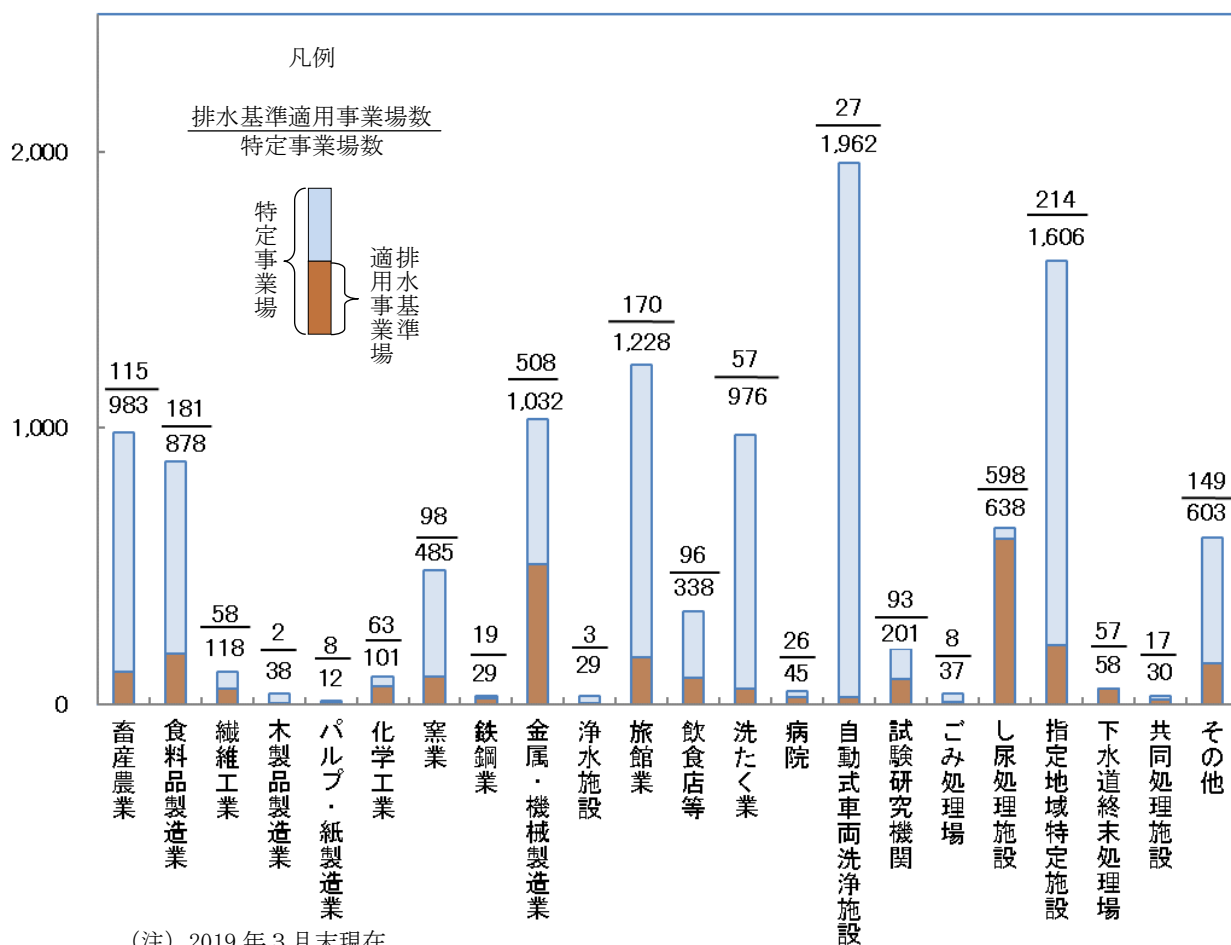
###### （イ）業種別届出状況

特定事業場数で見ると、上位5業種は、し尿処理施設等（指定地域特定施設（201人以上500人以下のし尿浄化槽）及び下水道終末処理場を

含む。以下、本項において同じ。）が2,302（全体の20.1%）と最も多く、次いで自動式車両洗浄施設の1,962（同17.2%）、旅館業の1,228（同10.7%）、金属・機械製造業の1,032（同9.0%）及び畜産農業の983（同8.6%）となっています。これら上位5業種で特定事業場数全体の65.7%を占めています。

また、排水基準適用事業場の中で最も多いのはし尿処理施設等であり、869（排水基準適用事業場全体の33.9%）に上ります。以下、金属・機械製造業の508（同19.8%）、食料品製造業の181（同7.1%）、旅館業の170（同6.6%）及び畜産農業の115（同4.5%）と続いています（図5-2-1）。

図 5-2-1 業種別特定事業場数



(注) 2019年3月末現在  
(資料) 環境局調べ

(ウ) 水域別届出状況

2018年度末の特定事業場の届出状況について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例に基づく上乘せ基準が設定されている7つの水域別(図5-2-2)にみると、名古屋市南部の臨海工業地帯と濃尾平野に立地

する多様な工場・事業場を抱える名古屋港・庄内川等水域が4,756(特定事業場全体の41.6%)と最も多く、自動車関連企業の多い衣浦湾・境川等水域が2,414(同21.1%)、畜産農業の盛んな渥美湾・豊川等水域が2,207(同19.3%)と続いています(図5-2-3)。

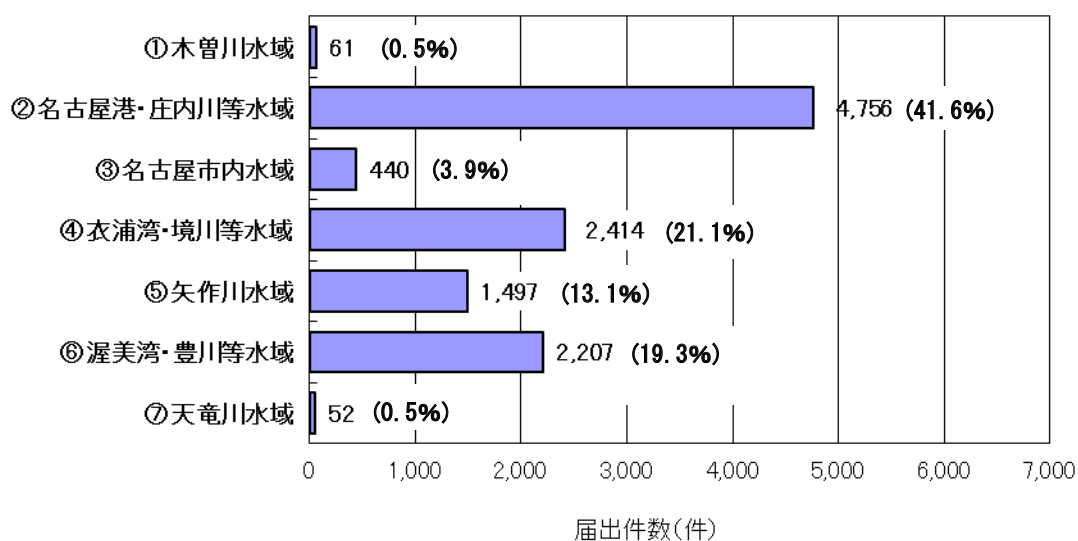
図 5-2-2 水域の区分

水域の区分



- ①木曾川水域
- ②名古屋港・庄内川等水域
- ③名古屋市内水域
- ④衣浦湾・境川等水域
- ⑤矢作川水域
- ⑥渥美湾・豊川等水域
- ⑦天竜川水域

図 5-2-3 公共用水域へ水を排出する特定事業場の水域別事業場数



(注) 1 2019年3月末現在  
 2 水域の区分は「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年3月29日条例第4号)による。  
 (資料) 環境局調べ

### イ 総量規制

指定地域(伊勢湾及び三河湾への流入域)内における特定事業場数は、2018年度末で11,268であり、このうち総量規制の適用を受ける指定地域内事業場(日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場)は1,595、自動計測器による汚濁負荷量の測定が義務化されている日平均排水量400m<sup>3</sup>以上の事業場は385あります(表5-2-1)。

県は、汚濁負荷量の大きい事業場に対し、2016年度末まで自動計測器による測定結果を送信するテレメータにより、COD負荷量の監視を行ってきました。2017年度からは、インターネットを利用した水質汚濁負荷量システムの運用を開始し、2018年度末現在で58事業場についてCOD、窒素、りんの負荷量の監視を行っています。

表 5-2-1 水質汚濁防止法の総量規制の適用を受ける指定地域内事業場数

事業場	事業場数	所管別事業場内訳
指定地域内事業場 (日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上)	1,595	愛知県 1,112 名古屋市 72 豊橋市 90 岡崎市 59 一宮市 60 春日井市 74 豊田市 128
(日平均排水量 400m <sup>3</sup> 以上)	385	愛知県 248 名古屋市 45 豊橋市 31 岡崎市 13 一宮市 5 春日井市 17 豊田市 26

(注) 2019年3月末現在  
 (資料) 環境局調べ

## ウ 地下水汚染の未然防止(構造基準の適用等)

水質汚濁防止法の改正により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造基準の遵守義務等の規定が設けられました(2012年6月1日施行)。

この構造基準の適用を受けるため届出をしている県内の有害物質使用特定事業場数は、920であり、有害物質貯蔵指定施設を設置しているため届出をしている事業場数は260(有害物質貯蔵指定事業場が特定事業場である場合を含む。)でした(2018年度末)。

(2) 立入検査及び措置状況(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市を除く)

法律の遵守状況を確認するため、県は、計画的に工場・事業場への立入検査を実施しています。

2018年度は3,084件の立入検査と799件の採水検査を実施しました。このうち排水基準を超えた延べ件数は26件でした。項目別では、pH、BOD等の生活環境項目で延べ23件、有害物質で延べ3件でした(資料編「水環境」表12参照)。

県は、排水基準を超えた事業場に対して改善勧告(12件)等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底等を指導しました。

### 2 油ヶ淵浄化対策の推進【生活環境地盤対策室、下水道課、河川課、農業経営課】

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は、流域の都市化の進展や閉鎖性水域であることなどにより水質汚濁が続いていたことから、県と油ヶ淵周辺4市(碧南市、安城市、西尾市及び高浜市)は1993年に油ヶ淵水質浄化促進協議会を設置し、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ(底泥の除去)、代かきによる濁水対策等の水環境改善事業を実施してきました。

2011年5月には、更なる水質改善を図るため「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」を改訂し、2020年度を目標年度とする新たな計画目標を策定しました。

これに基づいて引き続き水環境改善事業を実施するほか、油ヶ淵周辺4市が実施する「油ヶ淵浄化デー」の一斉清掃活動に対する支援やイベント「アクション油ヶ淵」の開催、ウェブページによる情報発信など、各種の啓発活動を推進しています。

また、行政機関だけではなく、地域住民、NPO等の幅広い参画を得た協働事業として、水環境モニタリングも実施しています。

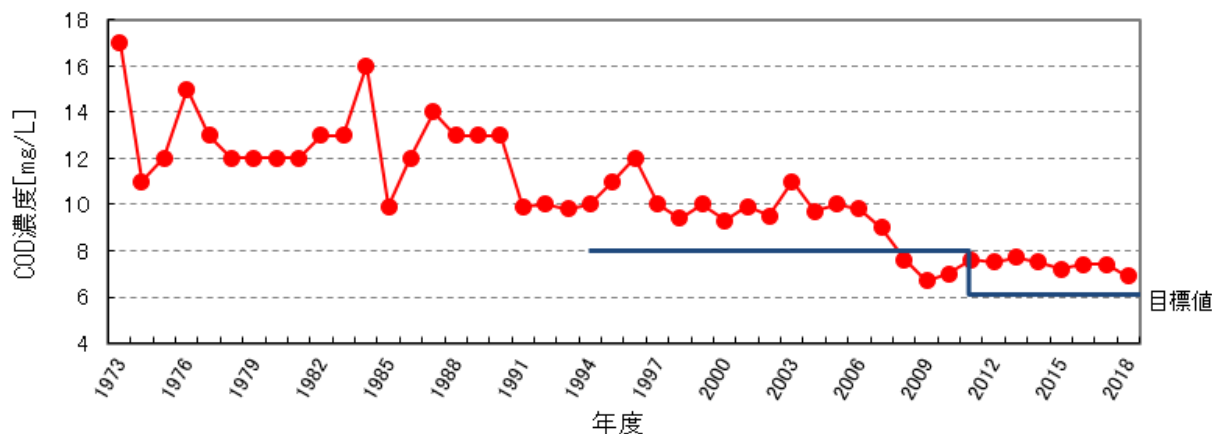
その結果、水質は改善傾向にあり、2018年度のCOD75%値は6.9mg/Lとなりました。今後も清流ルネッサンスⅡの目標値である6mg/Lの達成に向けて、水環境改善事業や啓発活動等を一層推進していきます(図5-2-4)。



油ヶ淵全景  
(写真提供：榊小島組)



図 5-2-4 油ヶ淵の COD75%値 経年変化



(注) 第二期水環境改善緊急行動計画により定めた目標値：COD75%値 6 mg/L  
(2011年5月に8 mg/Lから改定)

(資料) 環境局調べ

油ヶ淵の水質改善に向けた取組  
～第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の主な内容～

1 目標

総合的な水環境改善に向けて、水質を改善し、水環境の改善に伴い、地域の住民に潤いや安らぎの空間を提供し、また、生物の良好な生息環境を創出します。

2020年度までに、次の目標水質の達成を目指します。

- 総合指標  
COD 6 mg/L 以下・・・将来的な環境基準の達成を考慮した水質レベル
- 生物の生息環境指標  
底層 DO 3 mg/L 以上・・・水中の魚介類などの生物が生息できるレベル
- 親水性指標  
透視度 30 cm 以上・透明度 1 m 以上・・・水辺で湖底が見えるレベル

2 主な対策

①河川対策

- ・流入河川、湖内のしゅんせつや湖内の覆砂等
- ・湖岸のヨシ等による植生浄化

②生活排水対策

- ・下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備

③面源負荷対策

- ・環境保全型農業の推進
- ・雨水貯留浸透対策の推進

④産業排水対策

- ・水質汚濁防止法による濃度規制、総量規制



覆砂



半場川の植生浄化

表 5-2-2 第二期水環境改善緊急行動計画の主な対策の進捗状況（2018 年度末）

対策		2018 年度実施状況	目標値（2020 年度）	
河川対策	河川、湖内しゅんせつ	－（累計：3.7 万 m <sup>3</sup> ）	累計 4.2 万 m <sup>3</sup>	
	湖内覆砂	－（完了）	累計 13.2 万 m <sup>3</sup>	
	流入河川直接浄化施設の運転	東隅田川（県管理）、稗田川（県管理） 長田川（県管理）、切間川（安城市管理）	－	
生活排水対策	下水道の整備	下水道普及率	74%	74%
		接続人口	69,595 人	62,721 人
	農業集落排水	接続人口	2,494 人	2,756 人
		合併処理浄化槽整備	合併処理浄化槽人口	9,254 人

（資料）建設局調べ

○「油ヶ淵浄化デー」の支援

碧南市、安城市、西尾市及び高浜市が実施する清掃活動を油ヶ淵水質浄化促進協議会が支援しています。

実施日 2018年7月22日（日）  
（西尾市は7月15日（日））  
場所 周辺4市油ヶ淵流入河川等  
参加者 4,239名  
ゴミ収集量 1,020kg



清掃活動

○「アクション油ヶ淵 2018」の開催

生きもの講座「油ヶ淵のいきものでミニビオトープを作ろう！」や油ヶ淵について楽しく学ぶスタンプラリーなどを実施しました。

開催日 2018年9月1日（土）  
主催 油ヶ淵水質浄化促進協議会  
場所 油ヶ淵水辺公園自然ふれあい生態園  
参加者 約240名



油ヶ淵のいきものでミニビオトープを作ろう！

3 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進【水大気環境課】

（1）総量削減計画

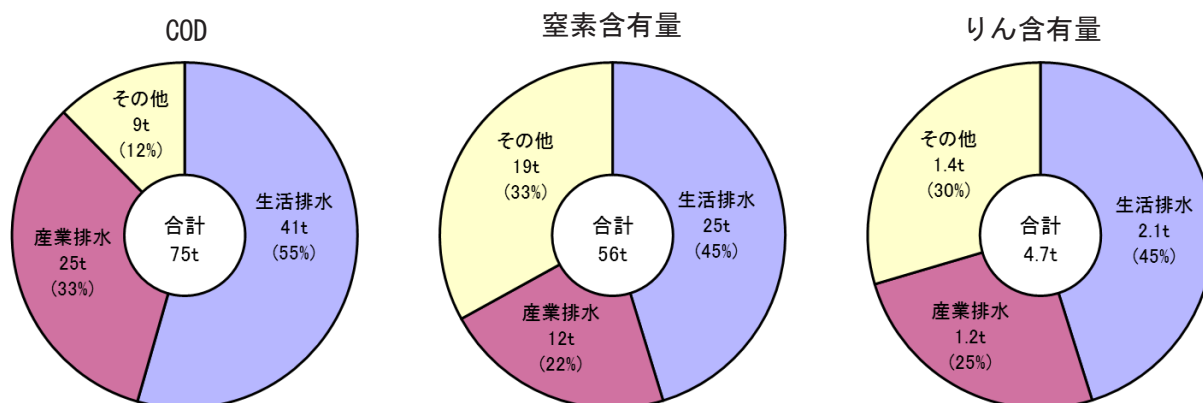
伊勢湾・三河湾は、突き出した半島によって湾口が狭くなっていることから外海と水の交換が行われにくい状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。

また、後背地の東海3県から、生活排水や産業排水のほか、地域によっては畜産排水、農地等からの汚濁水も流入し、これらの排水等に含まれる汚濁物質の多くが湾内に蓄積することで水質汚濁、富栄養化等の現象が生じています。浄化を進めるに当たっては、このような特徴を

踏まえた総合的な対策が必要です。

県では、工場・事業場等を始めとした COD 対策として、1980 年度から 5 年ごとに総量削減計画を策定しており、2002 年度策定の第 5 次計画からは富栄養化の原因物質である窒素・りんを対象に追加しました。これまでの取組により、汚濁負荷量の総量は着実に削減されてきましたが、伊勢湾・三河湾における環境基準達成率の改善は未だ十分ではありません。そのため、2017 年 6 月に「第 8 次総量削減計画」（目標年度：2019 年度）を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。

図 5-2-5 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する負荷量の排出源の内訳（2017 年度実績）



（資料）化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）

表 5-2-3 総量削減計画の推移

		計画策定年月	目標年度	削減目標（ト/日）		実績負荷量（ト/日）
				計画策定時の実績	目標値	
第 1 次	COD	1980 年 4 月	1984 年度	172	163	163
第 2 次	COD	1987 年 5 月	1989 年度	163	153	153
第 3 次	COD	1991 年 3 月	1994 年度	153	142	136
第 4 次	COD	1996 年 7 月	1999 年度	136	127	122
第 5 次	COD	2002 年 7 月	2004 年度	122	110	104
	窒素			78	73	70
	りん			8.7	7.6	6.1
第 6 次	COD	2007 年 6 月	2009 年度	104	93	90
	窒素			70	66	63
	りん			6.1	5.4	5.0
第 7 次	COD	2012 年 2 月	2014 年度	90	82	79
	窒素			63	62	58
	りん			5.0	4.9	4.6
第 8 次	COD	2017 年 6 月	2019 年度	79	74	-
	窒素			58	57	-
	りん			4.6	4.4	-

（資料）環境局作成

（注）実績負荷量は、目標年度の数値

表 5-2-4 総量削減計画における発生源別の削減目標量

単位：ト/日

	COD負荷量		窒素負荷量		りん負荷量	
	削減目標量	2014年度実績	削減目標量	2014年度実績	削減目標量	2014年度実績
生活排水	40	43	26	27	2.0	2.1
産業排水	25	27	13	13	1.1	1.2
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合計	74 (6.3%)	79	57 (1.7%)	58	4.4 (4.3%)	4.6

（注）1 その他は、畜産、水田や畑等の農地、山林等による負荷量

2 削減目標量の（ ）内は、2014 年度実績に対する削減率

「水質総量削減」Web ページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047072.html>

### ～第8次総量削減計画で実施している施策の内容～

#### ① 生活排水処理施設の整備等

下水道、農業集落排水処理施設等の整備、合併処理浄化槽への転換促進等を進めます。

#### ② 総量規制基準の設定

指定地域内にある、日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、排出される COD、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の規制基準を設定し、その遵守を徹底します。

#### ③ 総量規制基準の適用されない事業場に対する指導

#### ④ 農地からの負荷削減対策

#### ⑤ 畜産排水対策

#### ⑥ 環境教育、啓発等

#### ⑦ 海浜、干潟等の保全、干潟・浅場の造成及び窪地の埋戻し

#### ⑧ 環境に配慮した護岸等の整備

港湾等における新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新に当たっては、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めます。

#### ⑨ 多様な主体との連携・協働の推進

三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ、水循環再生地域協議会等における連携・協働の取組を推進します。

#### ⑩ 中小企業者等への助成措置

### (2) 三河湾環境再生の取組【生活環境地盤対策室】

三河湾は県民に豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」であり、本県では、2012年度から、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組を進めるため、「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」を実施しています。

2012年度には、三河湾の里海再生に向けた調査活動、NPO等団体の活動支援、他県の取組を踏まえたシンポジウムなどを行いました。

2013年度には、学識者、NPO、漁業関係者等から構成される三河湾環境再生プロジェクト推進委員会を設置し、同委員会において、「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」を策定しました。また、新たに「集客施設におけるPR活動」を行いました。

2014年度には、行動計画の目標の一つである多くの人々に三河湾に関心を持ってもらう取組として、新たに「三河湾大感謝祭」を開催しました。

2015年度には、新たに、NPO、民間企業等の

多様な主体で構成する「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」を設立するとともに、新たに「三河湾環境学習会」を行いました。

2016年度には、三河湾大感謝祭でパートナーシップ・クラブ会員等によるシンポジウムを開催するとともに、新たに「三河湾環境再生体験会」を開催しました。

2017年度以降は、引き続き「三河湾環境学習会」や「三河湾環境再生体験会」、「集客施設におけるPR活動」などを開催しています。



三河湾の生きものに触れる参加者  
(集客施設におけるPR活動にて)



なお、三河湾の環境再生を推進するため、県は、豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村と豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会に参加しているほか、国土交通省中部地方整備局が中心となり東海3県及び名古屋市などが参加して設立した伊勢湾再生推進会議において、健全な水・物質循環の構築や多様な生態系の回復などを基本方針とした「伊勢湾再生行動計画」を2007年3月に策定(2017年6月に第2期計画を策定)するなど、広域的に連携した取組も進めています。



砂の流出防止柵を設置する参加者  
(三河湾環境再生体験会にて)

## クローズアップ

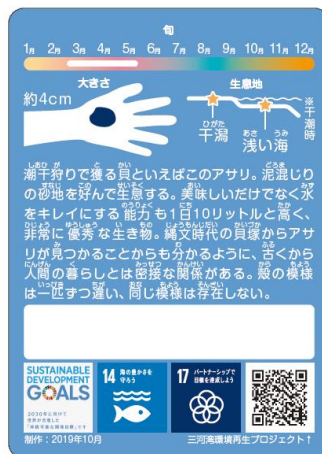
### 三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ ～シンボルマークとサポーターズカードを作成しました～

県では、三河湾に関わるNPO、企業、関係団体等からなる「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働しながら、三河湾の環境再生に向けた取組を進める「三河湾環境再生プロジェクト」を実施しています。また、クラブの目的に賛同していただける個人の方を、サポーターとして登録しています。

クラブとサポーターの一体感を醸成していくため、2019年10月にシンボルマークを作成しました。このシンボルマークには、クラブ会員とサポーターが一体となって豊かな三河湾を守っていく姿を、三河湾の代表的な海産物であるアサリを守るデザインで表現しています。また、クラブの活動目的に直結するSDGs(国際連合が提唱する持続可能な開発目標)の目標14「海の豊かさを守ろう」と17「パートナーシップで目標を達成しよう」のアイコンと同じ色を用いることにより、クラブの活動がSDGsの達成に貢献することを示しています。



クラブシンボルマーク



サポーターズカード(左:表、右:裏)

また、サポーターの方々に、三河湾への関心・理解をさらに深めていただくため、三河湾を守る上で重要な干潟等に生息する貝を題材としたコレクションカード(名称「サポーターズカード」)を作成しました。カードは、クラブ会員が主催する三河湾の環境再生に関するイベントなどに参加したサポーターの皆さんにお渡ししています。

愛知県では、サポーターを随時募集中です。皆さんも是非サポーターとなって、一緒に里海である三河湾を再生しましょう。



表 5-2-5 2018 年度「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」  
活動内容

	主催	取組名称	開催日	開催場所	参加者数
連携・協働事業	愛知県	第5回三河湾大感謝祭	10月28日(日)	蒲郡市民会館	約6,000名
	愛知県	集客施設等におけるPR活動 (知ろう！ふれあおう！“三河湾”)	5月26日(土) 27日(日)	ヴェルサウォーク西尾	約800名
			6月30日(土)	イオンモール岡崎	約1,200名
			8月7日(火)	イオンモール大高	約1,300名
			9月29日(土)	刈谷ハイウェイオアシス	約100名
	愛知県	三河湾環境再生体験会	8月25日(土)	西尾市東幡豆海岸及び前島	40名
	愛知県	三河湾環境学習会 ※荒天により中止	7月28日(土)	蒲郡市地先海上	—
NPO等の活動支援 (順不同)	NPO法人愛知環境カウンセラー協会	三河湾環境再生ワークショップ2018	9月9日(日)	豊田市、岡崎市等	約70名
	「あいちの海」グリーンマップ	身近な海のすばらしさを再発見！	5月12日(土)等	南知多町大井等	約460名
	島を美しくつくる会	島の中学生と地域が連携した藻場の再生活動と里山の整備事業	6月30日(土)等	西尾市佐久島等	約280名
	地域環境活性化協議会	次世代を担う子供達の森と緑と水の恵から学ぶ環境保全活動	11月18日(日)等	尾張旭市渋川社会福祉センター等	約340名
	半田こどもエコクラブ	トビハゼもどれ 半田の干潟へ！！等	5月27日(日)等	半田市日東町等	約270名
調査活動	愛知県	水質モニタリング調査	5月、7月、10月、1月の年4回実施	伊勢湾内 三河湾内	— (県直営)

#### 4 生活排水対策の推進【生活環境地盤対策室】

工場、事業場等からの産業排水に対する規制が強化され排水処理対策の進んだ今日、台所、風呂、トイレなど日常生活に起因する生活排水が公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっています。河川、湖沼、海域などの水質浄化を図るには生活排水対策を積極的に推進する必要があります。

県は、**県民の生活環境の保全等に関する条例**（以下本節において「生活環境保全条例」という。）において、県、事業者、県民それぞれの立場での生活排水対策を規定しています。また、

この条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、次のような取組を行っています。

##### (1) 県民運動の展開【生活環境地盤対策室】

生活環境保全条例に基づき、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民などに対する啓発活動を展開しています。

##### (2) 生活排水浄化のための施設整備の推進【生活環境地盤対策室、資源循環推進課、水産課、農地整備課、下水道課】

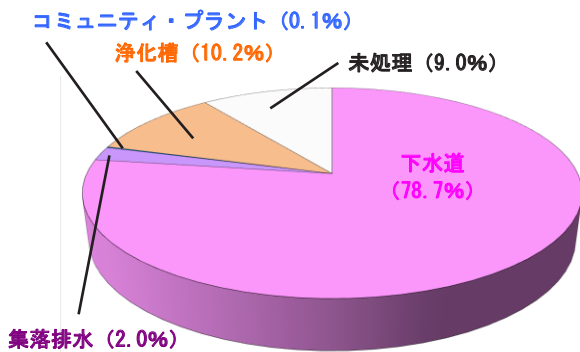
下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の施設の整備を、地域の実情などを踏まえながら

県内全域にわたり効率的かつ計画的に進めるために、各市町村が策定した生活排水処理施設に関する整備計画に基づき、県は、「全県域汚水適正処理構想」(2016年7月)として取りまとめ、これにより生活排水処理施設の適正な整備の推進を図っています。

表 5-2-6 汚水処理人口普及率の現状と目標

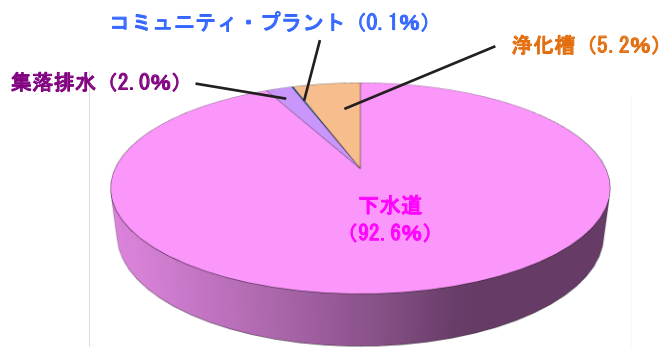
区 分	汚水処理人口普及率
現状 (2018年度末)	91.0%
中間目標 (2025年度末)	95.0%
将来 (構想の示す最終像)	100%

図 5-2-6 現状 (2018年度末) の汚水処理人口普及率



(資料) 環境局、農業水産局、農林基盤局、建設局調べ

図 5-2-7 将来 (最終像) における生活排水処理施設の整備構想



(資料) 全県域汚水適正処理構想

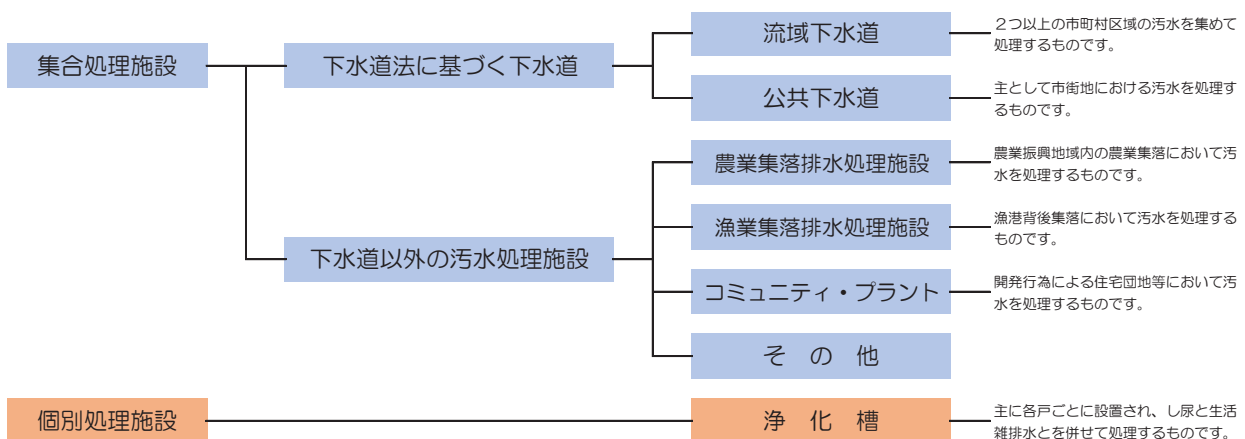
【用語】

汚水処理人口普及率：各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する、下水道、農業集落排水処理施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備人口の割合で表し、以下の式により計算される。

$$\text{汚水処理人口普及率 (\%)} = \frac{\left[ \text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水施設等処理人口} + \text{浄化槽人口} + \text{コミュニティ・プラント処理人口} \right]}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

※浄化槽人口は下水道、農業集落排水処理施設等、コミュニティ・プラント供用開始地区を除く。

図 5-2-8 生活排水処理施設の分類



## ア 下水道の整備【下水道課】

下水道は、生活環境の改善を図る基盤施設としてのみならず、河川、海域、湖沼の水質保全のために欠かすことのできない施設として早急な整備が望まれています。

2018年度末における県内の下水処理人口普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は78.7%となっていますが、名古屋市（99.3%）を除くと69.7%であり、全国平均79.3%（2018年度末、福島県の一部町村を除く）に比べて整備は大きく立ち遅れています（資料編「水環境」表14参照）。

流域下水道は、河川や湖沼などの自然流域を単位としてその流域内の2つ以上の市町村からの下水を処理するために県が建設し管理するもので、幹線管きょと終末処理場からなる根幹的な下水道施設です。1971年の境川流域を皮切りに11処理区で事業に着手し、2012年度末には全11処理区で供用開始しました（資料編「水環境」表15参照）。

公共下水道は市町村が建設し管理するもので、家庭などからの汚水を終末処理場において処理するかあるいは流域下水道に接続する下水道施設です。県内においては、名古屋市、豊橋市等

50市町において事業が実施されており、うち49市町で汚水が処理されています（2019年4月1日現在）。

## イ 農業集落排水処理施設等の整備【農地整備課、水産課】

農村地域の集落におけるし尿、生活雑排水等を処理し、農村の生活環境の改善を図るとともに公共用水域の水質保全に寄与するため、県及び市町村は、農村版の下水処理事業ともいえる農業集落排水処理施設の整備を進めています。2019年4月1日現在、20市6町1村の計172処理区が整備済みであり、その172処理区、全てで供用しています。

また、漁港の背後集落における生活環境の改善を図るため、日間賀島で2003年8月に漁業集落排水処理施設の供用を開始しています。

## ウ 浄化槽の設置促進【生活環境地盤対策室】

下水道事業の予定のない地域では生活雑排水を処理することができる合併処理浄化槽の設置を促進しており、県は、国の補助に合わせ、市町村の行う浄化槽設置整備事業への助成を行うとともに浄化槽の適正な維持管理の普及を図っています。

1 条例改正の背景

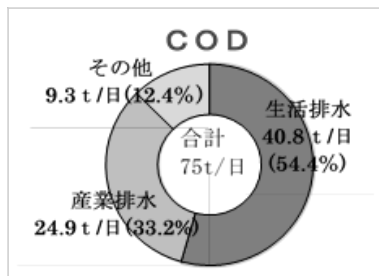
愛知県の工場や家庭からの排水により海域（伊勢湾・三河湾）に流入する汚濁負荷量(COD換算)は、約75トン/日(2017年度実績)で、閉鎖性海域を有する都府県で最大の排出量となっています。

なかでも、生活排水が40.8トン(54.4%)を占め、水質汚濁の大きな原因となっており、特に浄化槽を設置する家庭からの影響が大きいと言われてしています。

また、本県の浄化槽設置基数は、全国で2番目に多い約54.5万基（単独処理浄化槽33.8万基、合併処理浄化槽20.7万基）ですが、浄化槽法第11条に定める浄化槽の水質検査の受検率は、2017年度実績で21.0%と全国平均41.8%の約半分しかありません。

合併処理浄化槽は下水道と並ぶ生活排水処理施設ですが、その適正な維持管理を行わなければ、本来の性能が発揮できないので、浄化槽法に義務付けられる保守点検・清掃・水質検査の実施が重要となります。

保守点検業務は、専門的知識、技能及び相当の経験を有する者（浄化槽管理士）が実施する必要があり、本県では、浄化槽法第48条に基づき、「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）」を制定しています。



伊勢湾主要排出源別の負荷量構成比  
(愛知県 2017 年度実績)

浄化槽維持管理の3つの法的義務

保守点検	装置や機械類の点検・調整・修理、 消毒剤の補充等
清掃	たまった汚泥等の引抜き、装置や 機械類の洗浄
水質検査	水質等の検査

※保守点検、清掃、水質検査の回数は法及び施行規則で決められている

2 条例の一部改正

浄化槽を設置する家庭排水からの水質汚濁量の削減に向け、浄化槽管理者と接する機会が多い浄化槽保守点検業者の資質向上を図ることで浄化槽の適正な維持管理を推進するため、条例を一部改正しました（2020年4月1日施行）。その主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 優良浄化槽保守点検業者認定制度の創設

事業の実施に関し優れた能力・実績を有する浄化槽保守点検業者を優良浄化槽保守点検業者として認定する制度を全国で初めて創設しました。これにより、優良な業者を育成するとともに、浄化槽の管理者は優良な業者に保守点検を任せることができます。

(2) 無登録業者への指導強化

不適正な業者を厳正に指導するため、無登録で浄化槽保守点検業を行った者に対し、全国で初めて報告徴収及び立入検査ができることとしました。

- 今回の条例改正により、保守点検業者から清掃・水質検査の時期のお知らせの通知がされるようになりますので、浄化槽管理者は通知に基づき適正に実施してください。
- 特に単独処理浄化槽を設置されている方は、下水道への接続又は合併処理浄化槽への転換の早期実施をお願いします。



**(3) 生活排水対策重点地域における対策の推進【生活環境地盤対策室】**

県は水質汚濁防止法に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための生活排水対策の実施が特に必要な次の4地域(表5-2-7)を生活排水対策重点地域に指定しています。

表 5-2-7 生活排水対策重点地域の指定状況

地域名	指定年月日	関係市町名
油ヶ淵周辺地域	1991年3月29日	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
佐奈川流域	1992年5月15日	豊川市
境川流域	1993年1月29日	大府市、豊明市、みよし市、東郷町
矢田川上流域	2000年3月17日	瀬戸市、尾張旭市

～生活排水対策重点地域における施策～

- ① 生活排水対策推進計画の策定  
関係市町が策定し、計画に基づいた施策の推進を図っています。
- ② 浄化槽設置費の補助  
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を図る場合に、他地域に比べて補助額を増額しています。

**5 地下水汚染対策【水大気環境課】**

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県は常時監視としてメッシュ調査や定点調査等を実施しています。

また、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況について調査に努めなければならないと規定するとともに、汚染状態が条例で定める土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは当該汚染の状況及び応急措置の内容等について知事への届出義務を課しています。

なお、こうした汚染事例があった場合は、汚染が判明した時点で、関係機関と協力しながら汚染井戸周辺地区調査及び井戸所有者への飲用

指導を行うとともに、翌年度以降は定期モニタリング(継続監視)調査により継続的に監視を行っています。また、汚染原因者が判明した場合は、原因者に対して地下水のくみ上げ浄化措置等の対策を指導しています。

**6 ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策**

**(1) 農薬適正使用の指導【水大気環境課、農業経営課】**

ゴルフ場は河川の上流域に立地することが多く、中下流の水利用を保護する観点から農薬の使用は適正かつ有効に行われることが必要です。このため、県は、愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱(1990年11月施行)及び「愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針」(1989年4月施行)を定め、ゴルフ場事業者に対して登録農薬の使用及び表示事項の遵守、農薬管理責任者の設置、水質の監視及び測定等を義務付け、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁が生じないように指導しています。

**(2) 水質調査の実施【水大気環境課】**

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止のため、県は、2017年3月に環境省が定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、県内各ゴルフ場を指導しています。

この指導指針では、全国的に使用されている主要な農薬についてゴルフ場排水口における農薬濃度の指針値を設定しています。2018年度は6月から10月にかけてゴルフ場排水等の農薬濃度の実態調査を25ゴルフ場(水質汚濁防止法政令市のうち岡崎市、春日井市及び豊田市による調査を含む。)において実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした(資料編「水環境」表13参照)。

**7 水辺環境の保全・創出**

**(1) 平野部の水辺環境【河川課】**

河川を始めとする水系は、水域、水辺、草地、河畔林などから構成される生物の重要な生息基盤であるとともに県民が身近に生きものや自然



に親しむことのできる貴重な空間となっています。このことから、県は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するため、「多自然川づくり」に取り組んでいます。

また、人々が川に目を向け、川に親しみを感ずるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりが必要とされています。そこで、「水辺スポット整備」により、関係市町村とともに川づくりと一体となった公園や遊歩道等の整備など、それぞれの河川の持つ特色を踏まえた整備を行っています。

### （２）山間部の水辺環境【砂防課】

山間部の溪流は、景観、生態系等の自然環境に優れ、人々の憩いの空間として、生態系の保全や自然との触れ合いなど、砂防事業においても、さまざまなニーズへの対応が求められています。

そこで、県は、個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案し、自然環境や生態系の保全に配慮した事業を実施しています。

### （３）海辺の水辺環境【河川課、港湾課】

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。また、海辺は陸域と海域が接する空間であり、多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な場となっています。更に、漁場や港としての利用など、生産や輸送のための空間としての役割も果たしてきました。

一方、近年価値観の多様化や健康意識の高まりなどから、海辺の持つ潤いや安らぎの機能、海洋性レクリエーション機能に対するニーズが

高まりつつあります。

そこで、県は、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するとともに特色ある自然環境や優れた自然景観を保全するため、緩やかな傾斜の護岸等の整備を行っています。また、良好な海域環境を形成するため、「**海域環境創造・自然再生等事業**」を行ってきました。

### （４）農村部の水辺環境【農地整備課】

農村地域の農業水利施設等の多くは、地域の自然環境、生活環境等に調和した整備がなされ、単なる水利施設としてのみならず、景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多様な役割を果たしてきました。

しかし、近年の農村地域の都市化及び混在化の進展、農業生産形態の変化等により、動植物が減少するとともに、水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じ、景観の保全、生態系の回復等の環境的観点も含めた農村の快適性を求める声が、農村の住民のみならず都市部の住民からも高まってきています。

このため、県は、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「**水環境整備事業**」を実施しています。



水環境整備事業 神様池地区（大府市）

表 5-2-8 水辺環境整備関連事業（2018 年度）

施策事業名	実施河川名等	事業主体	事業概要
多自然川づくり	天白川（名古屋市）、広田川（岡崎市）始め約 50 河川	愛知県	水辺の生物の生息・生育に配慮した河川整備
通常砂防事業	山中沢第 2 支川（新城市）、室川（豊川市）始め 16 溪流	愛知県	溪流保全工、砂防えん堤工等
海岸緊急整備事業	坂井海岸（常滑市）	愛知県	緩傾斜護岸
海域環境創造・自然再生等事業	三河港（御津地区）	愛知県	覆砂（2017 年度完了）
水環境整備事業	宮田導水路 1 期地区（江南市）、沖之島地区（あま市）始め 11 地区	愛知県	農業水利施設を利活用した生活環境整備
あさりとさかな漁場総合整備事業（うち、干潟・浅場造成事業）	三河湾（西尾市地先）	愛知県	海域や河川の浚渫砂を活用した干潟・浅場造成

（資料）農林基盤局、建設局調べ

## 8 水循環の再生【水大気環境課】

### （1）あいち水循環再生基本構想

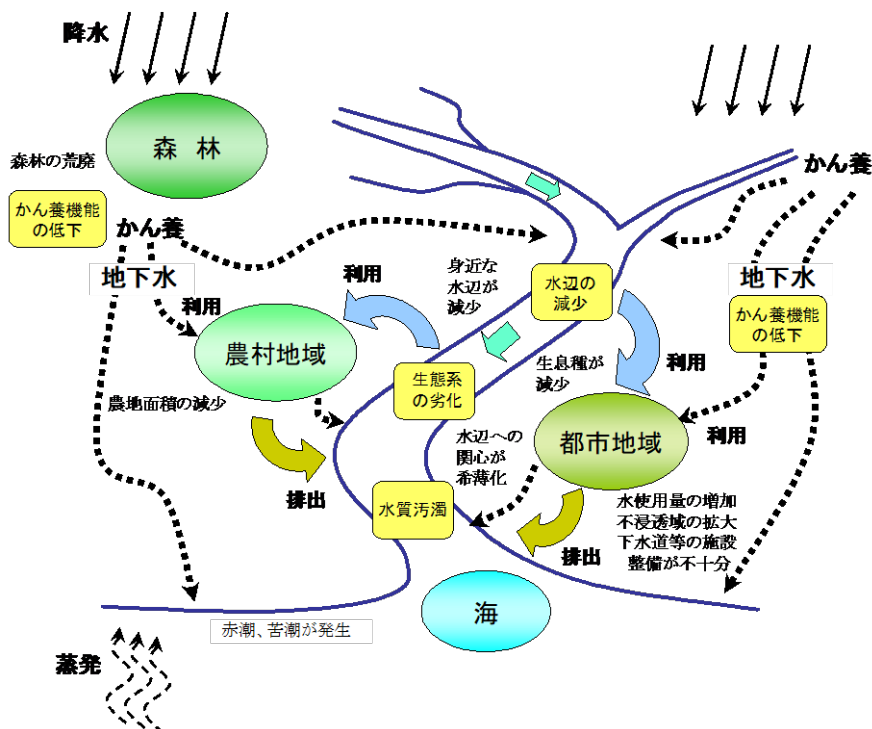
水は生物の命を育み、私たちの生活や産業に不可欠で貴重な資源です。しかし、急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況が大きく変化しました。その結果、水質汚濁、身近な水辺の減少等様々な問題が発生しています。水循環を再生するには、環境、治水、利水等の各分野が個々に施策を実施するだけでなく、上流から下流までの流域全体を視野に入れ、総合的に施策を講じていく必要があります。

このため県は、2005 年度に「あいち水循環再生基本構想」を策定し、「人と水との豊かななか

わりの回復・創造」を目指して、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の 4 つの機能が適切なバランスのもとに確保された健全な水循環の再生に取り組んでいます。

水循環の持つ機能ごとに連携した取組を実施するとともに、水循環の再生につながる「森林の整備・保全」「農地保全」「まちづくり」「海づくり」といった特定のテーマごとに関連する様々な施策を連携させることにより、対策相互間の相乗効果や波及効果を生かして総合的な取組を実施しています。

図 5-2-9 水の流れと水循環の問題点



(2) 水循環再生地域協議会・水循環再生地域行動計画

水循環再生の取組を進めていくためには、流域の上流から下流までの多様な主体が一体となって連携・協働していくことが必要です。一方、川や海の水質や水量、生態系、水辺の状況は、地形等の条件や県民生活、経済活動などにより地域で異なります。

このため、県内を尾張地域、西三河地域、東三河地域の3地域に分け、地域ごとに、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を2006年度に設立しました。

各地域協議会では、地域の実情に沿った具体的な目標、取組等を「水循環再生地域行動計画」として2008年3月に策定しました。この行動計画では、あいち水循環再生基本構想と同様に、

「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を地域共通の目標として設定するとともに、各地域を3から4の流域に細分化し、細分化した地域ごとの「流域別目標」も併せて設定しました(表5-2-9)。また、目標達成のための取組については、新たな取組を順次追加し、計画の充実を図っていきます。

なお、行動計画は地域協議会に設置した「行動計画フォローアップチーム」において取組状況の把握などを行い、定期的に目標達成状況の中間評価や目標の見直しを行います。2015年度に計画を更新し、2016年2月に3地域で開催された水循環再生地域協議会において、「水循環再生行動計画(第3次)」が策定されました。

今後はこの計画に基づき、引き続き水循環再生に向けた取組を推進していきます。

表 5-2-9 各地域を細分化した流域と流域別目標

地域	流域	流域別目標
尾張地域	日光川等流域	・田園や街など、周辺環境と調和した水辺景観の創造・維持
	木曾川・庄内川等流域	・水が見えるまちづくり
	天白川・山崎川等流域	・都市を潤し自然と人を育む川 ・周辺環境と調和した、四季感あふれる散歩道
	伊勢湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
西三河地域	矢作川等流域	・上下流連携した森林整備、瀬や淵など自然環境の保全による流域一帯の川づくり など
	境川等流域	・多様な動植物が見られる河川環境 ・保水・かん養や生物の住処をもたらすため池の回廊
	油ヶ淵等	・湖畔の散歩道において不快に感じなく、水辺で湖底が見られる ・湖内全域で魚が生息できる など
	三河湾沿岸域 (知多半島等)	・水辺を散歩したい川 ・生き物をはぐくむため池を守る
東三河地域	豊川・天竜川等流域	・森づくりによる美しい自然と健康で豊かな生活環境との調和
	三河湾沿岸域 (豊川・蒲郡・宝飯等)	・自然と風景と文化が調和したふれあい空間としての水辺 ・魚などの生き物が豊かな里海の再生
	三河湾・外海沿岸域 (渥美半島等)	・人と自然が共生する汐川干潟 ・自然景観に恵まれた川

### (3) 水循環再生指標

県では、川などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するため、「水質」「水量」「生態系」「水辺の親しみやすさ」といった水循環の機能に関する4つの評価項目で構成する水循環再生指標を2007年7月に作成しました(表5-2-10)。

この指標は、学識者などによる**水循環再生指標検討会**と、公募によるボランティアグループが参加するワークショップとが連携しながら検討し作成したもので、五感を使った5段階評価などを取り入れるなど、一般の方でも手軽に調査・評価できる内容になっています。

また、2009年度からは、この指標を使った「**流域モニタリング一斉調査**」を6月5日(環境の日)から9月下旬にかけて実施しています。2018年度は県内全域で160地点、937名の参加がありました。

表 5-2-10 水循環再生指標の主な調査項目

評価項目	主な調査項目
水質	汚れ(COD)、水の色、濁り、におい
水量	水深、水の流れの変化、流速、湧水
生態系	水生生物、魚、水際・水辺周辺の植物、周辺の生き物(鳥、昆虫など)
水辺	ごみ、近づきやすさ、水辺の自然度